

「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務委託 応募要領

1 委託業務

「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務

2 委託業務内容

- (1) 路上滞留している観光バスへの駐車場誘導及び記録
- (2) 報告書の作成・提出

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

2, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで。

(4) 委託費の対象経費

観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施に係る関連費用一式、消費税及び地方消費税等。

(5) 委託費の支払条件

通常払い（業務完了後の支払いとする。）

(6) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

4 事業実施の要件

本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす※。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。

また、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及

びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (7) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

※ 本市の競争入札参加有資格者でない場合は、5（1）オに定める資料を提出すること。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式1）
- イ 類似業務実績一覧（様式2）
過去の実績が分かる資料等があれば添付すること。
- ウ 企画提案書（任意様式）
別紙「受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」、「仕様書」に基づき作成すること。
- エ 見積書（消費税は内書きで記載）
委託業務実施に当たっての見積書
- オ 応募資格確認資料（本市の競争入札参加有資格者である場合は提出不要）
 - ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 納税証明書（国税、京都市税）
 - ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）
 - ・ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

※ アは会社名を記載したものを1部作成すること。

イ～エは会社名を記載するもの（1部）と、会社名を記載しないもの（6部）を作成すること（ロゴマーク等が特定される文字の記載がないか注意すること。）。

オは、本市の競争入札参加有資格者でない場合のみ各1部提出すること。なお、証明書は応募日前3か月以内に発行した原本（写し不可）とする。

(2) 提出期限

令和5年9月14日(木)午後5時（必着）

(3) 提出方法等

下記10の担当課まで直接持参又は郵送すること。

なお、持参による提出の受付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) その他

- ア 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。
- イ 採択された提案は、京都市との協議により、修正・変更を行う場合がある。

6 受託候補者の選定方法

京都市の職員で構成する「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、応募者から提出された企画提案書、類似業務実績及び見積書について、「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務委託に係る受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、最低合格点は60点とする。

7 委託契約の締結

(1) 契約金額

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)までとする。

(3) 契約の締結等

- ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。
- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

8 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書(任意様式)を持参又はFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。

なお、FAXの場合は必ず電話での受信確認を行うこと。また、質疑書には返信先の連絡先等を記載すること。

(1) 提出先

下記10の担当課まで

(2) 提出期間

令和5年9月7日(木)午後5時まで

※ 期限後の質疑は、一切受け付けない。

※ 質疑に対する回答は、速やかに本市ホームページである「京都市情報館」にて公開することによって行う。

9 その他

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

10 担当課

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光MICE推進室（担当 名越・山田）

TEL 075-746-2255

FAX 075-213-2021

11 スケジュール（予定）

令和5年8月31日 公募開始

9月 7日 質疑提出期限

9月12日 質疑回答

9月14日 各種必要書類の提出期限（応募締切）

9月20日 選定委員会による審査

9月21日 受託候補者の決定

9月29日 契約

(様式1)

応 募 申 請 書

令和5年 月 日

(宛先)

京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の件に係る公募について応募申請します。

なお、添付した書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 「観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動の実施」に関する業務委託
- 2 添付書類 提案書（任意様式）
類似業務実績一覧（様式2）
見積書
応募資格確認資料
- 3 連絡先 担当部署名
担 当 者
電 話 番 号
E - mail

(様式 2)

令和5年 月 日

類似業務実績一覧

[illegible]